

令和 9 年度前期 パルテノン多摩共同事業体

市民団体等活動支援事業公募要項

1. 目的

パルテノン多摩共同事業体（以下「甲」という。）が、多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）条例第 1 条（目的及び設置）及び第 3 条（事業）の趣旨に則り、多摩市内を活動拠点とする市民団体等（以下「乙」という。）が主体的に実施する文化芸術に関する公演、展示等の事業に対し支援を行うことで、多摩市域における文化芸術の振興を図り、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

この要項は、市民団体等活動支援事業の一環として、令和 9 年度前期（4 月～9 月分）に公募により実施する事業（以下「公募事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 対象事業

公募事業の対象となる事業は、次のすべての要件を満たしているものとする。

- （1）多摩市内に主な活動拠点を持つ市民団体等が行う文化芸術事業であること。
- （2）パルテノン多摩の機能を活用できる規模及び内容を有する、公演・展示会等であること。
- （3）広く一般市民等が文化芸術に触れる機会を提供できる内容であり、文化の向上に寄与するものであること。
- （4）乙が、事業を確実に実施するために必要な経験や資金、組織等の能力を有すること。
- （5）実施予定日が令和 9 年 4 月から令和 9 年 9 月の間に実施する事業であること。
- （6）その他、甲が定める条件等を満たしていること。

3. 対象とならない事業

- （1）営利を主たる目的とするもの。
- （2）政治、思想、宗教、反社会的活動を主たる目的とするもの。
- （3）特定の会員や団体等のみを対象とするもの。
- （4）法令又は公序良俗に反するもの。
- （5）申請は前期、後期を含めて同一年度 1 団体において 1 回までとする。
- （6）その他、対象とすることが不適当と認められるもの。

4. 前期公募

公募事業は原則公募とし、令和 9 年度前期分は、令和 7 年 10 月 15 日～同年 11 月 15 日までの間を応募受付期間とし、その間に申請書等を提出する。

なお、甲が必要と認めた場合は、公募によらないことができる。

5. 申請

公募事業を希望する団体は、公募事業承認申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、甲が指定する期日までに申請しなければならない。

- （1）公募事業計画書
- （2）事業収支予算書
- （3）その他資料（事業に関する資料、団体に関する資料等）

6. 提出方法と申請受付期間

(1) 提出方法

必要書類を郵送により提出する。

【提出先】 〒206-0033

多摩市落合2-3-5

パルテノン多摩「令和9年度前期公募事業担当」宛

※FAX不可

(2) 申請受付期間

令和7年10月15日(水)～11月15日(土)。当日消印有効

(3) 注意事項

- ・提出書類等は返却しない。
- ・提出後に修正等が生じた場合は、速やかに甲と協議し、修正の可否、及び修正内容等について決定する。

7. スケジュール(予定)

期日・期間	内容等
令和7年10月15日～11月15日	申請受付期間
12月上旬	審査
12月下旬	承認候補団体、不承認団体の決定
令和8年1月以降	承認候補団体と協議
1月以降	承認団体の決定、及び覚書締結
令和9年度前期(4月～9月)	事業等の開催
(事業等終了後)30日以内	実施報告書等の提出

8. 承認候補者の選定等

甲は、申請書類の確認等を行い、以下の手順により審査等を行う。

- (1) 甲が審査会を開催し承認候補者を選定する。
- (2) 甲は必要に応じて乙へヒアリング、あるいは簡易な質問と確認等を実施する。
- (3) 審査により、不適格となった場合、公募事業不承認通知書(第3号様式)により乙に通知する。

9. 協議事項

公募事業の実施にあたり、甲と候補者となった乙は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 開催期日等に関する事。
- (2) 施設使用料の負担に関する事。
- (3) 入場料、参加料等を徴収する場合、その金額等に関する事。
- (4) その他の収益、助成等に関する事。
- (5) その他、甲乙が必要と認めた事項に関する事。

10. 承認又は不承認の決定

甲は、協議等を経た後、公募事業の可否を決定し、その結果を公募事業承認通知書(第2号様式)又は公募事業不承認通知書(第3号様式)により乙に通知する。

なお、甲は、公募事業の承認決定するにあたって、必要と認める条件を付すことができる。

11. 支援の内容

- (1) 令和9年度内のパルテノン多摩施設の先行予約(実施日等について別途調整を行い決定する。)
- (2) その他、協議を行い、支援内容を決定する。

1 2. 覚書の締結

甲と乙は、公募事業実施に関する覚書（第4号様式）を作成し、誠実にこれを履行しなければならない。

1 3. 事業実施における留意点

- (1) 公募事業実施にあたっては、原則として団体の責任において事業を行うこと。
- (2) 事業実施の際に生じた事故、損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。
- (3) 個人情報の取扱い等に留意し、その他法令等を遵守すること。
- (4) 事業実施に際し、広報、印刷物等、記録について、必ず事業支援名称である「令和9年度パルテノン多摩市民団体等活動支援事業（公募）」と明記し、当該支援を受けていることを表記すること。

1 4. 承認の取消し

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、公募事業承認取消通知書（第5号様式）により承認を取り消すことができる。

- (1) 承認した事業内容が事実と相違するとき。
- (2) 甲又は広く一般市民等に著しい迷惑を及ぼしたとき。
- (3) この他、甲が特に取消しが必要と認めたとき。

1 5. 実施報告書等の提出

乙は、原則として、事業終了の日の翌日から起算して30日以内に、次の報告書等を甲に提出しなければならない。

- (1) 公募事業実施報告書（第6号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考となるもの

1 6. 変更申請及び中止

乙は、公募事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに公募事業変更申請書（第7号様式。以下「変更申請書」という。）、及び、必要な添付書類等を甲に提出しなければならない。

また、乙は、公募事業を中止しようとする場合は、速やかに公募事業中止届（第8号様式）を甲に提出しなければならない。

1 7. 変更の承認又は不承認の決定

甲は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を速やかに審査し、公募事業の可否を決定し、その結果を公募事業変更承認通知書（第9号様式）、又は、公募事業変更不承認通知書（第10号様式）により、乙に通知するものとする。

1 8. 損害賠償

公募事業の実施に伴い乙の責任の中で施設等を毀損し、それが乙の過失によるものであるときは、甲は乙に対して求償することができる。

1 9. その他

その他、公募事業の実施に必要な事項は、甲が別に定めるものとする。